

「横手市ハンズオン支援プログラム業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

1. 件名

横手市ハンズオン支援プログラム業務委託

2. 業務内容

本業務は、横手市内の都市再生整備計画区域において、新たな事業を自ら創出し「地域の中心となる起業家」を増やすため、起業に興味はあるが一步踏み出せない市民に対して地域特有の不安を解消しつつ事業開始の実現を支援し、創業間もない事業者に対しては事業拡大・収益向上を支援して稼ぐ仕組みを構築することで、参加者が自ら事業計画を立てトライアル実践を重ね、駅前や近隣の空き店舗・空きオフィスを活用する創業者や将来的なまちづくりのキープレイヤーとなる人材の輩出・育成を図り、市内での起業を力強く後押しするプログラムを開催するものである。

詳細は「横手市ハンズオン支援プログラム業務委託仕様書」のとおり。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

4. 履行場所

ニッパツY2ぷらざ及び横手市都市再生整備計画区域内

5. 契約上限額（消費税相当額を含む）

3,492,500円

6. プロポーザルを実施する理由

本事業は、駅前や近隣の空き店舗などを活かした起業支援と、まちづくりを担う人材を輩出する新たなモデルを構築するにあたり、多様な発想、専門的な知見及び豊富な実績に基づく最も効果的な事業提案を募るため。

7. 参加資格者の条件

(1) 参加者の基本要件

- ① 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でないこと。
- ② 関係法令の規定による営業又は業務停止の処分を現に受けている者でないこと。
- ③ 市税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと。
- ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ⑤ 代表者等又はその経営に事実上参加している者が、集団的又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者でないこと。
- ⑥ 申請日現在において、申請する本社又は営業所等で引き続き1年以上営業していること。
- ⑦ 申請書に虚偽の記載又は重要な事実及び事項に関し記載漏れがないこと。
- ⑧ 横手市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されていること。

- ⑨ 過去10年以内に地域づくりや起業支援のイベントやセミナー、ワークショップを開催した実績があること。
- ⑩ 中小企業支援のための幅広いネットワークを持ち、これまでに伴走型の経営支援実績がある事業者で、本委託業務を円滑に遂行できること。

8. スケジュール

公募型の場合：

| | |
|--------------|-----------|
| 公表 | 令和8年7月 1日 |
| 参加意向申出書の提出期限 | 令和8年7月13日 |
| 提出要請書の送付 | 令和8年7月17日 |
| 質問受付締切期限 | 令和8年7月28日 |
| 質問回答 | 令和8年8月 3日 |
| 提案書の提出期限 | 令和8年8月 7日 |
| 評価委員会の開催 | 令和8年8月19日 |

9. 参加手続

①提出及び問合せ先

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番12号かまくら館5階
横手市役所商工観光部商工労働課
TEL：0182-32-2115 FAX：0182-32-4021
E-mail：shoko@city.yokote.lg.jp

②参加意向申出書（様式第1号）の提出期限

- ア. 提出期限 令和8年7月13日（月）午後5時まで（必着）
- イ. 業務実績調書（様式第2号）
会社等の概要（任意様式）

③提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の送付

- ア 通知日 令和8年7月17日（金）までに行う
- イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横手市が通知を発送した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先に提出しなければならない。横手市は、当該書面を受領した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

④質問書（様式第3号）の提出期限

令和8年7月28日（火）午後5時まで（必着）

⑤質問回答日及び方法

令和8年8月 3日（月）までにホームページに掲載する。

10. 評価委員

- (1) 名称 横手市ハンズオン支援プログラム業務委託に係るプロポーザル評価委員会
- (2) 委員構成
 - ・横手市商工観光部長

- ・横手市商工観光部商工労働課長
- ・横手市商工観光部企業誘致課長
- ・横手市商工観光部商工労働課商業振興係長

1 1. 評価、評価方法

(1) 提案書の内容

①企画提案書表紙（様式第4号）

②企画提案書（任意様式）

企画提案内容は、業務の実施方針、プログラムの内容、日程及び会場、予定講師経歴、広報及び周知方法、伴走型支援の支援手法や経営力向上に関する手法等を明記するものとする。その他、当該業務に関してアピールしたい内容があれば明記する。

③業務の実施体制表（様式第5号）

④見積書（見積内訳書を含む）（任意様式）

(2) 提案書の提出

①提出部数 正本1部、副本5部

②提出先 「9. 参加手続 ①提出及び問合せ先」に記載のとおり

③提出期限 令和8年8月7日（金）午後5時まで（必着）

④提出方法 持参又は郵送

(3) 評価事項

①業務実績等

②業務実施方針の妥当性、実現性等

③提案内容の妥当性、実現性等

④①から③までに掲げるもののほか、当該業務に対する意欲等

(4) 提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリング

①実施日時 令和8年8月19日（水）午後2時から

②実施場所 横手市中央町8番2号 横手市役所本庁舎5階第三委員会室

③その他 時間等詳細については、別途通知

12. 評価基準、配点

①基本的評価事項

| | | 評価項目 | 評価の着目点 | 配点 | 評価 | 評価の換算式 | 評価点 |
|-------------|---|----------|--|-----|---------|---------|-----|
| 一次審査(書類審査) | 業務実績 | 事業者の実績等 | 過去10年間の同種又は類似業務の実績 | 10 | | 配点×評価/5 | |
| | 実施体制 | 金額の妥当性 | 予算の範囲、見積金額内訳の妥当性 | 5 | | 配点×評価/5 | |
| 二次審査(ヒアリング) | 提案内容 | 全般事項 | 仕様書の記載の全ての業務内容について趣旨を理解し提案しているか。 | 10 | | 配点×評価/5 | |
| | | 課題の整理 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中心となれる起業家を育成するための必要な課題を理解し、具体的な取り組み案となっているか。 ・起業支援分野の課題認識が明確であるか。 ・課題解決のための分析や根拠の提示があるか。 | 15 | | 配点×評価/5 | |
| | | 提案内容の有益性 | 中核的な起業家を育てるため、駅前や近隣の空き店舗や空きオフィスを利用した創業、まちづくりのキープレイヤーの輩出・育成につながるプログラム内容となっているか。 | 20 | | 配点×評価/5 | |
| | 横手市都市再生整備計画区域における地域経済の活性化や、参加者の起業・事業成長に対して、具体的かつ十分な効果が期待できるか。 | | 10 | | 配点×評価/5 | | |
| | 他の起業支援事業等との差別化が図られており、独自性や創意工夫のある提案となっているか。 | | 10 | | 配点×評価/5 | | |
| | ヒアリング | 業務実施体制 | 業務遂行のための適切な人員配置がなされ、それぞれの役割分担が明確であるか。 | 10 | | 配点×評価/5 | |
| | | 取組意欲 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対する取組意欲が高く、熱意を感じられるか。 ・地域への貢献意識や継続的な支援意欲はあるか。 | 10 | | 配点×評価/5 | |
| 評点の合計 | | | | 100 | | | 点 |

備考

1. 各評価項目について、A～Fの6段階評価を行うことを標準とする。
2. 評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点、F=0点とする。

【例えば、配点10点満点の項目の場合】

評価がAであれば、評価点は $10 \times 5 / 5 = 10$ 点

評価がBであれば、評価点は $10 \times 4 / 5 = 8$ 点

評価がCであれば、評価点は $10 \times 3 / 5 = 6$ 点

評価がDであれば、評価点は $10 \times 2 / 5 = 4$ 点

評価がEであれば、評価点は $10 \times 1 / 5 = 2$ 点

評価がFであれば、評価点は $10 \times 0 / 5 = 0$ 点

3. 一次審査は提出書類の内容により事務局が事前に採点を行う。
4. 二次審査は評価委員の評価点の平均値を評価点とする。
5. 評価点の合計が同点となった場合は、評価委員長が最優秀提案事業者を決定する。

②評価の視点

| | 評価項目 | 評価の着目点 | 評価 | | | | | |
|------|---------|--|---|---|---|---|--------------------------|--------------------------------------|
| | | | A | B | C | D | E | F |
| 一次審査 | 事業者の実績等 | 過去10年間の同種又は類似業務の実績 | 起業イベントやセミナーワークショップの実績が5件以上かつ伴走型経営支援の実績が3件以上 | 起業イベントやセミナーワークショップの実績が4件以上かつ伴走型経営支援の実績が2件以上 | 起業イベントやセミナーワークショップの実績が3件以上かつ伴走型経営支援の実績が1件以上 | 起業イベントやセミナーワークショップの実績が2件以上又は伴走型経営支援の実績が1件以上 | 起業イベントやセミナーワークショップの実績が1件 | 起業イベントやセミナーワークショップの実績及び伴走型経営支援の実績がない |
| | 金額の妥当性 | 予算の範囲、見積金額内訳の妥当性 | 妥当である | - | - | やや妥当でない | 妥当でない | 極めて妥当でない |
| 二次審査 | 全般事項 | 仕様書の記載の全ての業務内容について趣旨を理解し提案しているか。 | 的確に理解しており検討が十分 | 的確に理解している | 理解できている | 大体理解できている | よく理解していない | 全く理解していない |
| | 課題の整理 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中心となれる起業家を育成するための必要な課題を理解し、具体的な取り組み案となっているか。 ・起業支援分野の課題認識が明確であるか。 ・課題解決のための分析や根拠の提示があるか。 | 極めて優れている | 優れている | やや優れている | やや妥当ではない | 妥当でない | 極めて妥当でない |

| | | | | | | | |
|------------------------------|--|---------------------|-------|---------------------|----------|-----------|-----------|
| 提案 内容 の 有 益 性 | 中核的な起業家を育てるため、駅前や近隣の空き店舗や空きオフィスを利用した創業、まちづくりのキープレイヤーの輩出・育成につながるプログラム内容となっているか。 | 極めて優れている | 優れている | やや優れている | やや妥当ではない | 妥当でない | 極めて妥当でない |
| | 横手市都市再生整備計画区域における地域経済の活性化や、参加者の起業・事業成長に対して、具体的かつ十分な効果が期待できるか。 | 極めて優れている | 優れている | やや優れている | やや妥当ではない | 妥当でない | 極めて妥当でない |
| | 他の起業支援事業等との差別化が図られており、独自性や創意工夫のある提案となっているか。 | 極めて優れている | 優れている | やや優れている | やや妥当ではない | 妥当でない | 極めて妥当でない |
| 業務 実施 体制 | 業務遂行のための適切な人員配置がなされ、それぞれの役割分担が明確であるか。 | 人員配置が適切かつ役割分担も明確である | — | 人員配置が適切又は役割分担が明確である | — | A、Cに該当しない | — |
| 取組 意欲 | ・本業務に対する取組意欲が高く、熱意を感じられるか。 ・地域への貢献意識や継続的な支援意欲はあるか。 | 極めて優れている | 優れている | やや優れている | やや不足している | 不足している | 極めて不足している |

備考

1. 応募者が5者を超える場合には、一次審査の評価点の上位5者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。
2. 表中「—」は、評価段階として採用しないことを示す。

1 3. 失格事由

- ①提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ②提案書作成に指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- ③提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥このプロポーザルに関し、評価委員等との接触があった者
- ⑦ヒアリングに出席しなかった者

1 4. 提案者が1者又はない場合の取扱い

- ①提案者が1者の場合でも、このプロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点（70点）以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- ②提案者がない場合には、このプロポーザルを中止するものとする。

1 5. 選定・非選定結果の通知方法等

- ① 通知日 令和8年8月26日（水）までに行う。
- ② その他 選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横手市が通知を発送した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先に提出しなければならない。横手市は、当該書面を受領した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

1 6. 選定結果の公表方法等

- ①選定結果の公表
契約締結後、契約結果の公表と併せて行うこととし、市のホームページ上に掲載するほか、他の方法でも行うことができる。
- ②提案に関する機密の保持
提案された資料の内容については、他者に知られることのないように取り扱う。ただし、事前に提案書を公表する場合があることについて明示している場合は、この限りでない。
- ③情報公開の対応
開示請求があった場合には、個人情報や業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、公開となる。